

令和 8 年

行方市農業委員会

第 7 回総会会議録

(令和 8 年 7 月 2 7 日)

令和8年7月27日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎1階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第41号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第43号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第44号	現況証明願について
議案第45号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第32号	令和9年度国・県農業施策に関する意見集約について
報告第33号	制限除外の移動届の受理について
報告第34号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第35号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第36号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 原 和範	13番 野原 賢一
14番 川島 隆道	15番 石田 充春	16番 千ヶ崎 敏男

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員 12番 宇井 勝之

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分

事務局	委員の皆さんおそろいですので、それでは、早速、始めさせていただきます。 ただいまより、令和8年行方市農業委員会第7回総会を開会させていただきます。 最初に、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長挨拶) それでは、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、第7回総会へ出席をいただきありがとうございます。 また、今月は農地パトロールということで、暑い中、大変ご苦勞さまでした。 総会前の会議として、役員会が行われました。役員の皆様ありがとうございます。 さて、2026年6月製の米の民間在庫量が過去最大、243万トンに上ったことが分かりました。適正水準が180万トンから200万トンとされており、米価が下がる傾向にあります。 そういった中、早場米産地の前払いする金額の前渡金が22日に議決されました。鹿児島JAは1万8,000円から2万600円、25年産と比べると2割から3割安い。宮崎は1万8,000円で、前年より4割安い。高知は1万4,000円で、これも前年より4割安いといったものです。これから茨城の米の価格がどうなるか、心配なところです。 さて、連日、体温超えの気温が続出する日が続いております。熱中症予防に気をつけていただきたいと思います。 最後になりますが、本日も議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。
事務局	(議長の選出) ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧の準備をお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして、椎名会長に議長として議事進行をお願いいたします。
議長	(委員の出席状況) それでは、まず、資格審査報告です。 ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和8年行方市農業委員会第7回総会を開会いたします。
議長	(会議録署名人の指名) 日程第1、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。 12番 橋本清委員、13番 横瀬忠美委員。

議	長	(書記の任命) 次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の米澤事務局長補佐、荒井係長を任命します。
---	---	--

議	長	(会期) 次に、日程第３、会期の決定であります、本日の総会の会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
---	---	---

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、会期は本日１日といたします。
--------	--------	---------------------------------------

議 事 務 局	長	(経過報告) 次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。 私から、７月行事の経過報告につきまして報告させていただきます。 資料につきましては、タブレット内ハンドブックの総会開催通知及び日程、経過報告の中の令和８年度行事経過報告７月の表ごとに報告させていただきます。 前回総会以降の経過といたしまして、６月３０日に茨城県農業会議通常総会及び茨城県農政活動推進本部代議員総会が茨城県の市町村会館において開催されており、こちらに会長と事務局で参加しております。令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画について、事業説明が行われました。 続きまして、７月２日でございます。農業振興地域整備促進協議会が北浦庁舎にて開催され、会長と事務局で参加しております。農業振興地域整備計画の変更として、農振除外、編入について協議をいたしました。 続きまして、農地パトロールを７月７日、９日に麻生地区、７月１５日、１６日、１７日に北浦地区及び玉造地区にて実施しております。暑い中、お疲れさまでした。 続きまして、７月１０日でございます。農業委員会行方地域協議会視察研修として、潮来市と合同で実施し、会長、会長代理、農地・農政部会長、事務局で参加しております。視察先の笠間市において農地対策と耕作放棄地対策の状況について説明等を受け、意見交換を行ってきました。 続きまして、７月２７日、本日でございます。総会前に役員会が開会されまして、今年度の事業内容等について検討をしてございます。出席者は会長、会長代理、農地・農政正副部会長になっております。 そして、現在、第７回総会を開催中でございます。以上です。
------------------	---	--

議	長	(議案の審議) それでは、日程第５、議案の審議に入ります。
---	---	----------------------------------

議	長	(議案第４１号) 議案第４１号 農地法３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議
---	---	---

事務局	題といたします。事務局より説明願います。 議案第４１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年７月２７日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。 案件につきましては、第１３項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第１項から１３項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長 14番	１項ごとに審議いたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。 １４番、本澤です。第１項の調査結果について報告いたします。 なお、この調査には、近藤委員、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、市内長野江在住の農業の男性です。譲渡人も市内三和在住、無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、市内三和地内の５筆８，２８７平米を区分として売買による所有権の移転であります。譲受人は、この農地を以前より賃貸借ということで耕作しておりました。取得後の面積も１０万４，３３０平米と、農業従事日数も２８０日、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果は、以前より耕作していた田んぼであり、年間労働日数２８０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議長 全員 議長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議長 10番	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。 １０番、近藤でございます。２項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員、小嶋・原両推進委員さんに協力をさせていただきました。 受人は、行方市在住、７５歳の農業の女性の方です。路地野菜、果樹３，５８３平米を作成しております。渡人は、大阪府泉大津市在住、６３歳のパートの女性の方です。申請事由は、農業の規模拡大のためです。区分は、売買による所有権移転です。渡人からの売買申請は確認しております。渡人が遠方のため耕作できず、親戚の方に売買をお願いしたということです。購入面積は２，５７４平米、今回権利を設定しようとする土地は、
議長	のところでございます。農業従事日数も２５０日以上、農機具もそろっております。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。 調査の結果は、

		ろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。 4番、野口です。第3項の調査報告をいたします。 これは椎名会長の案件となります。調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 譲受人は、鉾田市在住の44歳の農業の女性、国籍は日本です。譲渡人は、行方市小高在住の74歳の農業の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権の移転です。年間従事日数280日、特定技能実習生5人を雇用しており、農機具等もそろっております。土地までの距離は20キロ、30分です。鉾田市農業委員会会長による耕作証明書の農地利用計画書と関係書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数280日、関係書類も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。 11番、茂木です。4項の調査報告をします。 調査には、横瀬委員、小澤推進委員の協力の下、調査してまいりました。受人は、行方市繁昌在住、56歳、農業の男性です。農業経営は男親と妻で、レンコン、路地野菜、年間3万2,422平米を280日営農しています。渡人は、東京都立川市、無職、85歳の男性です。権利を移転する農地は、1,406平米です。区分は、売買による所有権の移転です。申請事由は、経営の規模拡大です。今回権利を設定する農地は、 XXXXXXXXXX です。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査は、今回取得する田んぼは XXXXXXXXXX 、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 1	長 0 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。 10番、近藤でございます。5項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員、小嶋・原両推進委員さんに協力をしていただきました。 受人は、行方市在住、92歳の農業の男性の方です。野菜5,728平米を作付しております。渡人は、大阪府泉大津市在住、63歳のパートの女性です。申請事由は、農業の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。渡人からの売買申請は確認しております。現在、受人に貸して、耕作していただいている状況です。購入面積は940平米、今回権利を設定しようとする土地は、 のところです。 農業従事日数も200日以上、農機具もそろっております。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、今回の土地は受人に耕作してもらっている土地で、年間労働日数200日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。 11番、茂木です。6項の調査報告をいたします。 調査には、横瀬委員、小澤推進委員の協力を得て調査してまいりました。 受人は、行方市繁昌在住、38歳、アルバイト、農業の男性です。農業経験は少ないんですが、妻と頑張って路地野菜を栽培していきたいと思っています。渡人は、行方市繁昌在住、親子で同居しています。申請事由は、農業経営を譲るため、所有権の移転となります。畑669平米は、 にあります。今回権利を設定しようとする畑は、 です。農機具は、友人から手伝ってもらいながら頑張って作業していくことと言っていました。皆様のご審議よろしく願いします。
議	長	調査の結果は、親子関係、そして所有権の移転ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 7 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。 17番、郡司です。第7項の調査を報告いたします。 この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。

		譲受人は43歳、潮来市延方に在住し、農業兼会社員の方です。両親とともに水稻を約9アールほど営農しております。譲渡人は87歳で、神奈川県川崎市に在住し、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。農業従事日数は、150日ほどになります。今回の購入する土地までの距離は約26キロで、約30分くらいのところになります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数150日、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1	4	14番、本澤です。第8項の調査結果につきまして報告いたします。
		この調査には、近藤委員、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。
		譲受人は、市内小貫在住の農業の男性です。譲渡人も、市内小貫在住の無職の男性です。2人の関係は■■■■■にあり、譲受人は以前より市内小貫地内の畑、1,095平米を借地しておりました。今回、農業経営の規模拡大という事由で、区分としては売買による所有権移転です。自宅より徒歩で二、三分、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、2人の関係は親戚関係、以前から耕作している土地で自宅から歩いて3分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項、10項は関連がありますので、一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1	9	19番、高塚です。第9項、10項は関連がありますので、一括で調査報告をいたします。
		調査には、木村委員に同行をしていただき行いました。
		譲受人は、市内手賀の法人役員、40代の男性の方です。譲渡人は、9項が市内手賀在住、70代の女性の方、10項も市内手賀在住、80代の男性の方、お二人は■■■■■であります。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためとのこ

		とです。区分は、売買による所有権移転となります。譲受人は、現在4, 889平米で水稻、路地野菜を作っております。隣接した今回の農地を一体的に使用し、路地野菜を作るそうです。[REDACTED]
		[REDACTED]のところにあります。別に問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査結果は、[REDACTED]、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、9項、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。
2	番	2番、豊村です。11項について報告いたします。 この件は、木村委員、川島推進委員にご協力いただき、調査してまいりました。譲受人は、市内玉造泉在住の70代の農業の男性です。譲渡人は、古河市在住の70代の無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権移転です。水稻、路地野菜を栽培しており、農業従事日数は年間250日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数250日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1	4	14番、本澤です。第12項の調査結果について報告いたします。 なお、この案件についても、近藤委員、小嶋・原両推進委員さんの下、調査をしてまいりました。 譲受人は、鉾田市在住の農業の男性です。譲渡人は、市内次木在住、会社員の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るため、次木地内の畑773平米を区分として、売買による所有権の移転です。鉾田市からの通作距離も車で15分と可能であり、年間農業従事日数も300日、農機具等もそろい、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、年間労働日数300日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 9 番	次に、１３項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、高塚委員。 １９番、高塚です。第１３項について調査報告をいたします。 調査委員は、木村委員、野原推進委員にも同行を願い、行いました。 譲受人は、市内手賀の法人で、代表の４７歳の男性の方です。譲渡人は、市内行戸 在住の７９歳の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図 るためとのことです。区分は、売買による所有権移転となります。譲受人は、現在 １万８，４９７平米で、レンコン、路地野菜を作っているそうです。■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■のところです。従事日数も３００日、農機具等もそろい、許可相当と調査をして まいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、自宅より６キロ、時間にして１２分、年間労働日数３００日、農機 具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。
議 事 務 局	長	（議案第４２号） 議案第４２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第４２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年７月２ ７日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明は、事前に配付し ておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 9	長 番	１項ごとに審議いたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。 ９番、谷田川です。第１項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。 譲受人は、鉾田市在住の３０代の男性、渡人は、市内石神在住、６０代の男性で す。２人の関係は■■■■■■■■■■です。申請事由については自己用住宅、区分は未使用貸借権 です。現在はアパートに居住していますが、手狭になり、このたび■■■■■■■■■■の土地 へ自己用住宅を建築したいそうです。申請地は、実家のすぐ隣になります。調査の 結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほど よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありま

		せんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、２項について、調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。 ７番、飯島です。２項について調査報告いたします。 この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力をいただき、調査してまいりました。この案件は、２月の総会で農用地区域からの除外申請があった案件です。譲受人は、芹沢在住の６３歳の女性の方です。渡人は、芹沢在住の８５歳の男性の方です。■■■です。申請事由は記載のとおり、自己用住宅です。区分については、使用貸借権の設定です。現在の住宅が老朽化が著しく、また、同居の両親の高齢化もあり、現在の住宅で住み続けていくのは困難なところです。場所は、■■■■■のところでは、事業計画書、資金計画書、必要書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、自宅の老朽化、そして必要書類も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議		(議案第４３号)
議 事 務 局	長	議案第４３号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第４３号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条の許可処分について下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について提案する。 なお、当該買受適格証明書の発行を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をしてよろしいかと併せて提案する。令和８年７月２７日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 4	長 番	１項について、調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。 ４番、野口です。第１項について調査報告いたします。 この調査は、椎名会長、森山・箕輪両推進委員さんにご協力をいただきました。

		申請人は、潮来在住の30歳、自営業の男性です。申請事由は、新規就農のため農地の競売に参加したいということで、買受人として適格であったことの証明願です。取得しようとする土地は、 の場所にあり、3筆ありまして、5, 110平米となります。申請人は潮来市在住ですが、麻生に事務所があり、作業拠点にすると考えています。作業機械類は保持しておらず、友人から借りて行うとのことです。作業従事者は、本人と兄の2人です。農作業従事日数は150日、若干少ないではありますが、規定には満たしております。買受人としても適正で、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農作業は兄と2人でやる、また、機械は友人から借りて作業をするということで、適正ということでした。 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定します。 追ってお諮りします。ただいま証明書を交付することに決定した1について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、許可することに決定します。
		（議案第44号）
議	長	議案第44号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局 議案第44号 現況証明願についての件を議題とします。下記のとおり証明願があったので提案する。令和8年7月27日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。現況証明1項について、調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員さんのご協力をいただき、現地調査をしてまいりました。 申請人は、小美玉市中延在住の60歳代の女性です。申請事由は、非農地証明書の交付となります。申請地は、 ところです。申請地を確認したところ、20年以上も前から耕作されておらず、原野化されており、農地に復元することは不可能である状態であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
8	番	

議	長	調査の結果は、２０年以上耕作しておらず原野化しており、農地に復元することは困難ということで、証明書を交付することが妥当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定いたします。
		（議案第４５号）
議	長	議案第４５号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第４５号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年７月２７日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
		別紙資料ナンバー１をご覧くださいと思います。
		行方市長より行方市農業委員会会長宛てに、農用地利用促進計画（案）に係る意見を求められております。計画案は、令和８年９月１日始期の新規６件１７筆、２万５，８２４平方メートルとなります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	説明は終わりました。質疑を求めます。
		発言する者なし
議	長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
		（報告第３２号）（報告第３３号）（報告第３４号）
		（報告第３５号）（報告第３６号）
議	長	次に、報告案件に入ります。
		報告第３２号 令和９年度国・県農業施策に関する意見集約について、報告第３３号 制限除外の移動届の受理について、報告第３４号 農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第３５号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第３６号 農業委員及び農地利利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について事務局より説明願います。
事	務	局
		それでは、まず、報告第３２号 令和９年度国・県農業施策に関する意見集約について下記のとおり報告する。令和８年７月２７日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
		資料のとおりということで、資料ナンバー２をご覧くださいと思います。
		こちらが委員の皆様は６月中にご意見をいただきまして、それらを基に先月農政部会のほうで協議のほうを行いまして、国と県と分けてまとめたものになります。こ

議 長
1 4 番

これらの意見、要望につきましては、今後、今月末までに茨城県農業会議のほうにご報告させていただく予定となっております。以上です。

すみません、本澤委員さんのほうから説明をお願いします。

本澤委員、どうぞ。

1 4 番、本澤です。ただいま事務局のほうよりご説明がありましたけれども、私のほうよりもう一度説明させていただきたいと思います。

令和 9 年度国・県に対する農業施策に関する意見集約について、6 月 2 5 日に開かれました農政部会において協議された内容について報告いたします。

まずは、大きく 4 つの項目にまとめました。

まず、第 1 項、農地の保全と有効利用対策につきましては、地域計画のブラッシュアップにおける狙いの農地利用の検討、高齢化、担い手不足原因の遊休農地増を抑制するため、中間管理事業の継続促進。

第 2 項として、担い手・経営対策につきましては、中東情勢の不安により燃料、肥料、飼料として農業用資材の価格高騰に伴う負担軽減策の実施を求める意見、経営所得安定対策を求める意見、また、認定農業者、後継者、新規就農者の育成・支援対策を求める意見が出されました。

第 3 項として、農業委員会組織対策につきましては、地域計画の策定に当たり、農業委員会組織の業務量が増加していることから、支援対策強化を求める意見が出されました。

最後に、基本農政の確立対策につきましては、イノシシなど鳥獣害被害が年々増加しているため、より一層の鳥獣害対策強化を求める意見が多く出されましたので、強く要望をしていきたいと思います。

以上、4 つの項目にまとめましたので、これを要望としていきたいと思います。以上、報告いたします。

事 務 局

続いて、報告第 3 3 号 制限除外の移動届の受理について下記のとおり報告する。

令和 8 年 7 月 2 7 日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

第 1 項につきましては、一般県道繁昌潮来線道路改良舗装工事に伴う地盤改良、補強土壁の設置の施工作业所になるための届出になります。

続きまして、報告第 3 4 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和 8 年 7 月 2 7 日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

こちらは農地中間管理機構の特例事業の用に資するため、所有権の移動になりますのでご確認ください。

続きまして、報告第 3 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和 8 年 7 月 2 7 日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

こちらは相続による所有権を取得された方の届出、7 件の一覧になりますのでご確認ください。

最後に、報告第 3 6 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和 8 年 7 月 2 7 日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

議

長

こちらは、先月に提出いただきました活動記録を集計したものになります。こちら
もご確認いただければと思います。以上です。

議

長

この報告に対して、ご異議ございませんか。

全

員

異議なし。（全員一致）

議

長

異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 3時45分

議

長

これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第7回総
会を閉会いたします。ご苦労さまでした。